

# SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2014年(平成26年)

3月17日(月)

発行：税理士法人 SBC パートナース  
大阪市北区太融寺町3番24号  
日本生命梅田第二ビル3階

## SBC Seminar

### セミナー案内

#### 『2014年 税制改正速報版』

日時：2014年4月2日(水)  
8:00~9:00(開場7:45~)

講師：税理士法人 SBC パートナース  
税理士 小原 健嗣

対象：経営者、経営幹部

定員：5名(先着順)

参加費：1名様 3,000円(税込)  
※当日会場にてお渡し下さい。  
弊社顧問契約先 **無料**

会場：税理士法人 SBC パートナース  
名古屋支店 会議室

問合せ：税理士法人 SBC パートナース

TEL 052-203-1112  
(担当：野々部)

## 老人ホーム入居一時金の返還金で裁決 被相続人死亡による請求権はみなし贈与に

国税不服審判所はこのほど、有料老人ホームの入居契約に基づき返還金受取人が取得した入居一時金に係る返還金支給権に相当する金額の経済的利益は、相続税法9条でいう「みなし贈与」により取得したものとすると裁決を行った。

### 《要旨》

請求人は、被相続人の死亡に伴い請求人の弟に支払われた被相続人が入居していた老人ホームの入居一時金に係る返還金は相続税の課税対象とはならない旨主張する。

しかしながら、請求人の弟は、被相続人が死亡時の老人ホームの入居一時金に係る返還金受取人であり、その入居契約により、受益者として、入居者である被相続人の死亡を停止条件として当該ホーム設置会社に対して直接、入居一時金に係る返還金の返還を請求する権利を取得したものであるところ、この取得原因についてみると、本件における入居契約の内容のみをもって、被相続人と請求人の弟との間に入居一時金に係る返還金の返還を請求する権利を贈与する旨の死因贈与契約が成立していたと認めることはできないし、その他当審判所の調査の結果によっても、相続開始時より前に、当該当事者間でその旨の死因贈与契約が成立していた事実や、被相続人がその旨の遺言をしていた事実を認めることはできないものの、入居一時金の原資は被相続人の定期預金の一部であると認められることからすれば、実質的にみて、請求人の弟は、第三者(請求人の弟)のためにする契約を含む入居契約により、相続開始時に、被相続人に対価を支払うことなく、同人から入居一時金に係る返還金の返還を請求する権利に相当する金額の経済的利益を享受したというべきである。

したがって、請求人の弟は、当該経済的利益を受けた時、すなわち、相続開始時における当該利益の価額に相当する金額を被相続人から贈与により取得したものとみなす(相続税法第9条)のが相当である。そして、請求人の弟は、被相続人から相続により他の財産を取得していることから、被相続人から贈与により取得したものとみなされる当該利益の価額は、相続税法第19条《相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額》第1項の規定により、当該他の財産に加算され、相続税の課税対象となる。

## Scope

### みなし贈与

相続税法9条には、「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額を当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす。」とあり、これが「みなし贈与」です。例えば、著しく低い価額で土地を譲り受けた場合、債務の肩代わりをしてもらった場合などが該当します。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。